

平成30年 3月29日

長野県監査委員 田口 敏子  
同 西沢 利雄  
同 西沢 昭子  
同 小池 清

29森政第442号  
29コ行第83号

平成30年(2018年) 3月19日

監査委員 田口 敏子 様  
同 西沢 利雄 様  
同 西沢 昭子 様  
同 小池 清 様

長野県知事 阿部 守一

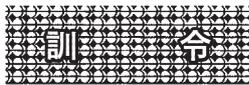
長野県職員の賠償責任に関する監査結果に基づき講じた措置について(通知)

平成30年2月19日付け29監査第76号で通知のありました「長野県職員の賠償責任に関する監査結果」に基づき、下記のとおり、措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

本日、対象職員に対して、監査結果のとおり、損害賠償請求を行いました。

監査委員事務局



長野県教育委員会訓令第1号

事務局  
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程(昭和47年長野県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月29日

長野県教育委員会

別表第3の1中

「スポーツ課	教ス	」を
「スポーツ課 スポーツ課国体準備室	教ス 教ス国体	」に改める。

教育政策課

長野県教育委員会訓令第2号

事務局  
学校以外の教育機関

兼務に関する規程(昭和57年長野県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施

行します。

平成30年 3月29日

長野県教育委員会

本則の2の表中

「心の支援課	主任指導主事 指導主事
保健厚生課	主任指導主事 指導主事

を

「保健厚生課	主任指導主事 指導主事
--------	-------------

に改め、同表の備考の4を削り、同備考の5を同備考の4とし、同備考の6を同備考の5とする。

教育政策課

長野県教育委員会訓令第3号

事務局  
学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程(平成18年長野県教育委員会訓令第12号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月29日

長野県教育委員会

別表の教学指導課の項中「第7号」を「第6号」に、「総務係」を「学校企画係」に改め、同表の心の支援課の項中「から第3号まで」を「及び第2号」に、「第4号」を「第3号」に改め、同表のスポーツ課の項中

「体育スポーツ振興係 国体準備係	規則第12条第1号及び第3号(国体係に属するものを除く。)の事項 規則第12条第3号のうち国体開催に関する事項
---------------------	--

を

「体育スポーツ振興係	規則第12条第1号及び第3号の事項
------------	-------------------

に改める。

教育政策課

長野県教育委員会訓令第4号

県立中学校  
県立高等学校  
県立特別支援学校

長野県立学校長職務規程(昭和25年長野県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月29日

長野県教育委員会

高校教育課  
特別支援教育課

長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局  
教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、

平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月29日

長野県教育委員会教育長

第4条第3項を次のように改める。

3 教育機関（特別支援学校に限る。）の長が専決する事項は、別表第5に掲げるとおりとする。

別表第5中「高等学校及び」を削る。

教育政策課

正 誤

平成30年2月19日付け長野県告示第123号「保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知」中  
ページ 行(箇所) 誤 正  
6 左側上から12 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 立木の伐採の限度

平成30年2月22日付け長野県告示第139号「保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知」中  
ページ 行(箇所) 誤 正  
6 右側上から14 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 立木の伐採の限度

森林づくり推進課